

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料

認定単位により次の表1から表3を組み合わせて算定してください。

認定単位	適用	適合性確認機関
一戸建ての住宅・長屋	(表1)	登録省エネ判定機関 又は 登録住宅性能評価機関
共同住宅の住戸（変更認定に限る）	(表1)	
共同住宅の住棟	(表1) + (表2)	
住宅と非住宅の複合建築物	(表1) + (表2) + (表3)	登録省エネ判定機関
非住宅建築物	(表3)	

表1 住宅又は住宅の部分

単位：円

戸数区分	認定	変更認定
	上段：適合性確認機関の審査を経る場合等 下段左：その他の場合（誘導仕様基準）、下段右：その他の場合（標準計算法）	
一戸建て住宅	5,200 (19,100) (37,100)	3,200 (10,100) (19,200)
共同住宅等	1戸	5,200 (19,100) (37,100)
	2～5戸	10,300 (35,900) (74,900)
	6～10戸	17,500 (51,900) (105,400)
	11～25戸	29,100 (74,600) (148,300)
	26～50戸	48,800 (112,600) (213,000)
	51～100戸	87,300 (170,300) (305,200)
	101～200戸	138,100 (242,600) (413,500)
	201～300戸	174,400 (313,400) (542,100)
301戸～	186,100 (356,500) (636,500)	111,700 (197,000) (336,900)

表2 住宅の用途に供する共用の部分

単位：円

面積区分	認定	変更認定
	上段：適合性確認機関の審査を経る場合等 下段：その他の場合	
～ 300 m ² 以内	10,300 (118,500)	6,200 (60,300)
300 m ² 超～ 1,000 m ² 以内	17,900 (149,700)	10,700 (76,600)
1,000 m ² 超～ 2,000 m ² 以内	29,100 (195,500)	17,500 (100,700)
2,000 m ² 超～ 5,000 m ² 以内	87,300 (304,500)	52,400 (161,000)
5,000 m ² 超～10,000 m ² 以内	138,100 (390,900)	82,900 (209,300)
10,000 m ² 超～25,000 m ² 以内	174,400 (467,200)	104,700 (251,100)
25,000 m ² 超～	218,000 (544,200)	130,800 (293,900)

表3 非住宅建築物

単位：円

面積区分	認定申請手数料			変更認定手数料		
	低炭素建築物新築等計画に係る適合性確認機関の審査を経る場合	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合	左記以外の場合	低炭素建築物新築等計画に係る適合性確認機関の審査を経る場合	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合	左記以外の場合
～ 300 m ²	10,300	95,000	248,400	6,200	48,600	125,200
300 m ² 超～ 1,000 m ²	17,900	121,000	311,200	10,700	62,300	157,400
1,000 m ² 超～ 2,000 m ²	29,100	159,300	401,800	17,500	82,600	203,800
2,000 m ² 超～ 5,000 m ²	87,300	257,900	573,400	52,400	137,700	295,500
5,000 m ² 超～10,000 m ²	138,100	336,800	706,300	82,900	182,300	367,100
10,000 m ² 超～25,000 m ²	174,400	404,700	834,900	104,700	219,900	435,000
25,000 m ² 超～	218,000	474,800	952,400	130,800	259,300	498,200